

令和3年 6月4日

3～6年生保護者の皆様

豊見城市立とよみ小学校  
校長 上原 義仁  
(公印省略)

## 臨時休校に伴うタブレットの活用について（お知らせ）

時下、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
さて、約2週間の臨時休校に伴い、児童の学びを保障していくために、下記のとおり  
タブレットの活用を計画しております。

### 記

#### 1 タブレット活用期間

令和3年6月8日（火）～6月20日（日）

※流行の状況を見て期間を延長する場合があります。

#### 2 活用方法

- 3～6学年・・・①児童の状況確認  
②休校中の学習

#### 3 その他

※タブレットの活用に関しては、「学習者用端末等利用同意書」が必要となります。  
詳しくは裏面をご覧ください、6月7日（月）に提出をお願いします。「学習者  
用端末等利用同意書」と引き換えにタブレットをお渡しします。

※タブレットの活用には、Wi-Fi環境が必要です。

裏面もご覧ください

令和3年6月4日

豊見城市立小中学校 保護者各位

豊見城市教育委員会

### 臨時休業に伴う調査及びタブレット端末等借用同意書について

豊見城市教育委員会では新型コロナウイルスの蔓延に伴い臨時休業を実施することとなりました。

つきましては、児童生徒の年齢及びご家庭の環境に合わせた学びの保障を実施致します。下記の質問へご回答し学校へ6月7日までに提出して下さい。

家庭における端末の取扱いについて、下記の内容に同意のうえ同意書欄に署名して学校へ提出願います。

●家庭における端末取扱注意事項

- 貸出期間は、臨時休業が終わるまでとします。臨時休業が終わりましたら学習者用端末及び充電アダプタを遅滞なく学校へ返却して下さい。
- ご家庭での端末利用に伴う通信運搬費及び充電に伴う電気代はご家庭負担になります。
- 公序良俗に反することや、また貸し・転売等の違法行為はもとより、児童生徒の生活リズムを極端に崩すような使用はしないでください。
- 児童生徒端末には有害なサイトを覗けないようにするフィルタリングが施されておりますが、万全なセキュリティというものはありません。ご家庭でも情報モラルに対する教育をお願いします。
- 端末は「だれが」「どんなことを」「どのくらい」使ったのか確認ができます。生徒指導に係る事案が発生した場合、調査のため、学校から保護者へ連絡することがあります。
- 端末の故障及び破損に係る費用について、原則として豊見城市教育委員会が負担しますが、故意または重大な過失がある場合、ご家庭負担による修理や買い直しを求めることがあります。
- 故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、勝手に修理せず、速やかに学校に申し出たうえ、学校の指示に従って下さい。盗難の場合は、警察に届け出て、その証明を受けてください。
- 精密機械です。丁寧・適切な取り扱いをお願いします。

.....切り取り線.....

### 学習者用端末等借用同意書

令和 年 月 日

(あて先) 豊見城市 教育長

学習者用端末及び充電器の利用するにあたり、「家庭における端末取扱注意事項」を確認し、端末の借用に同意します。

問 ご自宅に児童生徒が利用できるWi-Fi環境がありますか。 はい ・ いいえ  
※Wi-Fi環境がない場合は、タブレットの利用ができないため、配布できません。

豊見城市立 とよみ小学校 保護者 署名

年 組 番 児童氏名